

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成27年8月3日（平成27年（行情）諮問第474号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行情）答申第797号）

事件名：「第6次日韓全面会談における一般請求権小委員会第9回会合」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1に掲げる18文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月29日付け財研第298号により、財務大臣（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、異議申立書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料は省略する。）。

(1) 異議申立人は、2014年1月26日、処分庁に対し、法に基づき、「1951年から1965年に至る、日韓会談の各時期（第1次～7次）の本会議及び委員会の会議録及び関連資料、日本政府が作成した公文書を網羅したもの」（以下、第2において「本件請求文書」という。）の開示を請求した。

(2) 処分庁は、2014年3月28日、本件請求文書のうち、22文書を開示する決定を行い、残りの文書については、2015年5月29日まで決定を延期する通知を行った。2015年5月29日、処分庁は残りの166文書（以下、第2において「本件文書」という。）について開示決定を行い、うち、19文書について、部分開示とする処分（以下、第2において「本件処分」という。）をした。

(3) 本件処分の理由として、以下の記載がある。

「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため。」（法5条3号関連）

「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。」（法5条2号関連）

（4）しかし、本件処分は、次の点において、違法又は不当であり、取り消されなければならない。

ア まず、交渉が終結してから半世紀以上が経過した現時点において、依然として不開示部分が多いことを指摘せざるを得ない。部分開示というものの、一部文書は、タイトル以外黒塗りであり、全部不開示に等しい。2001年に情報公開法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。また、2011年には公文書管理法が施行され、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられた。それにも関わらず、不開示部分が多いこと自体極めて不合理・不適切である。

イ 別紙（省略）のとおり、2012年10月11日東京地方裁判所民事2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下、第2において「10.11判決」という。）では、いわゆる「30年ルール」（外交文書では、原則としてそれが発生してから30年以内に公開）を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国の主張立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被告国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、被告国に対して、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を求めた。本判決の判断基準は2014年7月25日の同事件東京高裁判決においても修正されず、判決は確定している。

本件請求文書に対しても、上記のような10.11判決の内容が十分に考慮されるべきである。それにも関わらず、本件処分決定は、不開示部分を多く含むものであり、不適切な処分・決定だといわざるを得ない。

ウ 次に、会談の相手国であった韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて2005年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書入手できる状態になっている。この点においても、先の10.11判決において、韓国側で既に全面公開されている日韓会談文書等で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報（国の安全が害される等のおそれがあるもの）に該当しないとの判断を示した。

エ 法人情報も上記の例外とはならない。植民地朝鮮時代の法人が現在も存続している可能性は極めて低く、また、承継法人等が存在したとしても、当該情報が開示されたからといって、現在の法人の経営に直接影響を及ぼすことは、およそ考えられない。

したがって、本件処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真撃に行ったものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成26年1月28日に法3条に基づき、異議申立人から「1951年から1965年に至る、日韓会談の各時期（第1次～7次）の本会議及び委員会の会議録及び関連資料、日本政府が作成した公文書を網羅したもの」について開示請求（本件開示請求）が行われた。

これに対して、財務大臣は、法11条の規定に基づく開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分として文書22件を特定の上、平成26年3月28日付け財研第149号により、法9条1項の規定に基づき全部を開示する決定を行った。

さらに文書166件を特定の上、平成27年5月29日付け財研第298号により、その一部を開示する決定（原処分）を行った。

この原処分に対し、平成27年7月14日に行政不服審査法6条に基づき、異議申立人から、一部不開示とした文書のうち18文書（本件対象文書）の原処分の取り消しを求める旨の異議申立てがあったものである。

2 諮問庁としての考え方

（1）本件対象文書について

本件対象文書は、日韓全面会談の他、日韓国交正常化交渉における各種会談等の記録、日本側の処理方針、その他内部検討において使用した試算等の各種資料である。

（2）開示文書の不開示箇所について

本件対象文書のうち、開示文書3（別表1の「原処分番号」3の文書を指す。以下同じ。）及び14以外の文書には、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の処理方針の他、試算額、在韓軍人数及びその他参考資料の具体的数値等が記載されている。北朝鮮

との日朝国交正常化交渉が将来行われる場合、財産・請求権問題が主要な論点になることが想定されるため、北朝鮮は、我が国が韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等に多大な関心を持つのは当然である。当該情報を公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用したりした場合、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に基づき一部不開示とした処分は妥当である。

本件開示文書3「第6次 日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談（第1回）記録」8頁第4ないし5行目、第13行目ないし9頁9行目及び本件開示文書14「日韓船舶会議に関する資料」6頁ないし8頁の表中「旧所有者」、「現所有者」、「現状及び経緯」の各欄の記載部分の一部不開示部分については、現存する法人又は現存する法人等の前身たる法人に関する名称のほか、精算処理の状況、経営方針及び船舶の贈与等具体的な情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に基づき一部不開示とした処分は妥当である。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、交渉が終結してから半世紀以上が経過しているにもかかわらず、不開示部分が多すぎる旨主張する。

しかしながら、当省は、本件対象文書の内容を精査し、開示できる部分は開示することとした上で、不開示部分については、「時の経過」を経ても、なお不開示とする理由があると判断したものであり、かかる異議申立人の主張には理由がない。

異議申立人は、韓国では本件対象文書に対応する外交文書が既に全面開示されている旨主張する。

しかしながら、韓国側が公開した文書は、あくまで韓国側が作成・取得した文書であり、我が国としてその内容の真正性・信頼性を何ら認めただものではない。また、北朝鮮との交渉を考えた場合、仮に韓国側文書の記述と我が国文書の記述の内容が類似ないし一致していたとしても、北朝鮮側にとっての利用価値は異なり、我が国の交渉上の不利益が生じる蓋然性は同一ではない。したがって、韓国側が作成した文書の中に、我が国の内部文書と類似ないし一致する記述が含まれていることのみをもって、その内部文書を開示すべきということにはならず、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人は、韓国側文書と本件対象文書が類似ないし一致していると思われる点について、何ら具体的な主張を行っていないことから、個別の文書についての反論は困難である。

3 その他

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却されるべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月3日 審議
- ⑤ 平成29年1月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月22日 審議
- ⑦ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる18文書であり、諮問庁は、本件対象文書について、法5条2号及び3号に該当するとして、その一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、日韓国交正常化交渉における各種会談等の記録、日本側対処方針、その他内部検討資料等であり、本件不開示部分には、日韓国交正常化交渉における請求権問題等に関する日本側対処方針、韓国の対日請求額についての日本側査定額、在韓軍人数及びその他参考資料等の具体的な情報が記載されていることが認められる。

(2) 文書3について

文書3（別表1及び2の「原処分の文書番号」欄3の文書を指す。以下、他の文書についても同様。）（第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談（第1回）記録）の不開示部分には、特定の法人の清算処理の状況等に関する具体的な情報が記載されていることが認められる。

これを公にした場合、当該特定の法人の清算に関する具体的な状況等の一端が明らかになり、ひいては当該特定の法人の清算処理に関係を有する他の法人が、利害関係者等からいわれのない非難等を受ける可能性は否定できず、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書14の6ページないし8ページについて

文書14(日韓船舶会議に関する資料)は行政機関において作成された文書であり、その6ページないし8ページの不開示部分には、我が国が日韓船舶会議において贈与を提案した各船舶について、旧所有者及び現所有者の氏名・名称並びに各船舶の現状及び経緯等の情報が記載されていることが認められる。

ア 別表3に掲げる部分について

別表3の1に掲げる部分は何も記載されていない部分であり、別表3の2に掲げる部分は行政機関等の名称が記載されている部分であるから、これらの部分は、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号に該当しないから、開示すべきである。

イ その余の部分について

文書14の6ページないし8ページの不開示部分のうち、上記アを除く部分は、「旧所有者」欄及び「現所有者」欄に法人又は事業を営む個人の名称等が記載されている部分であり、当該法人等の名称及び当該法人等が所有する船舶の「現状及び経緯」欄に記載されている情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、これを公にした場合、当該法人等が当時それらの船舶を所有していたこと及びそれらを取得した経緯等に関する具体的な情報が明らかになり、利害関係者等からいわれのない非難等を受ける可能性は否定できず、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、船舶については、船舶法及び船舶法施行細則において、番号、船名、船籍港及び所有者氏名又は名称等の事項が船舶原簿に登録され、抹消の登録がされた場合には船舶原簿が閉鎖される旨規定されているが、①船舶原簿謄本交付等の申請に当たっては船名及び番号を特定することが求められること、②船舶法施行細則において、抹消登録された船舶原簿の保存期間は、抹消登録を行った年の翌年から50年とされていることから、文書14に記載された船名から、所有者の名称等が直ちに明らかになるとはいえない。

(4) その余の部分について

ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3のとおり、北朝鮮との日朝国交正常化交渉が将来行われる場合、財産・請求権問題が主要な論点になることが想定されるため、北朝鮮は、我が国が韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等に多大な関心を持つのは当然であり、当該部分を公にすることによ

り、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用したりした場合、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある旨説明している。

イ そこで検討すると、本件不開示部分のうち上記（２）及び（３）を除く不開示部分の内容は、これを公にすることにより、韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等が明らかとなり、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条２号及び３号に該当するとして不開示とした決定については、別表３に掲げる部分を除く部分は同条２号イ及び３号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表３に掲げる部分は同条２号に該当せず、開示すべきであると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表 1 (本件対象文書)

番号	原処分の文書番号	文書名
1	2	第6次日韓全面会談における一般請求権小委員会第9回会合
2	3	第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談(第1回)記録
3	5	一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会合
4	6	一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合
5	8	一般請求権徴用者関係等専門委員会第2回会合
6	1 4	日韓船舶会議について
7	2 3	請求権問題に関する初期の交渉要領案
8	2 4	在鮮資産負債一覧表
9	2 5	対朝鮮渉外負債調
1 0	2 7	朝鮮における資産負債について
1 1	3 3	対韓請求権(第一次試算)
1 2	3 6	在鮮資産負債一覧表
1 3	3 7	対朝鮮渉外負債調
1 4	3 9	朝鮮における資産負債について
1 5	7 2	例示的処理要領に基づく日韓両国負債額調(第一次試算)
1 6	8 5	第二次日韓会談における財産及び請求権分科会の問題点と第一次会談における問題点との比較
1 7	1 2 3	請求権問題の処理方針について
1 8	1 5 1	在鮮在外資産に関する計数

別表 2 (不開示理由等)

原処分の文書番号	文書名	不開示部分	根拠条項	不開示理由
2	第6次日韓全面会談における一般請求権小委員会第9回会合	7～8頁 表の「現金」、「株数」、「額面金額」の各欄及び「(注)」の記載部分	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
3	第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談(第1回)記録	8頁4～5行目及び8頁13行目～9頁9行目	法5条2号	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。
5	一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会合	4頁13行目～7頁5行目	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
6	一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合	7頁 余白1か所	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
8	一般請求権徴用者関係等専門委員会第2	3頁15～16行目及び17～18行目、3頁	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機

	回会合	19行目～4頁 1行目, 4頁3 及び4行目並び に19頁全て		関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
14	日韓船舶会議 について	6～8頁 表の 「旧所有者」, 「現所有者」, 「現状及び経 緯」の各欄の記 載部分	法5条 2号	法人に関する情報であっ て, 公にすることによ り, 当該法人の正当な利 益を害するおそれがあ る。
		11頁 2か所	法5条 3号	公にすることにより, 国 の安全が害されるおそ れ, 他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
23	請求権問題に 関する初期の 交渉要領案	4頁 「一, 日 本が負うべき最 小限の債務」及 び「二, 日本が 引渡すべき最小 限の財産」の記 載部分 5～6頁 「対 韓請求権(第一 次試算)(二 七, 二, 六理・ 外債)」以外の 記載部分	法5条 3号	公にすることにより, 国 の安全が害されるおそ れ, 他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
24	在鮮資産負債 一覧表	1頁 表の「在 外財産」, 「渉外 負債」の各欄の 記載部分 2頁 表の「財	法5条 3号	公にすることにより, 国 の安全が害されるおそ れ, 他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し

		産の種類」別， 「所有者別」の 各欄の記載部分		くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
25	対朝鮮渉外負 債調	1～2頁 表の 「債務の種類」， 「対外債務」， 「在外債務」， 「計」の各 欄の記載部分	法5条 3号	公にすることにより，国 の安全が害されるおそ れ，他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
27	朝鮮における 資産負債につ いて	2頁19及び2 5行目	法5条 3号	公にすることにより，国 の安全が害されるおそ れ，他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
33	対韓請求権 (第一次試算)	1～2頁 「対 韓請求権(第一 次試算)(二 七，二，六理・ 外債)」以外の 記載部分 3～4頁 「一，日本が負 うべき最小限の 債務」及び 「二，日本が引 渡すべき最小限 の財産」の記載 部分	法5条 3号	公にすることにより，国 の安全が害されるおそ れ，他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ れるおそれ又は他国若し くは国際機関との交渉上 の不利益を被るおそれ がある。
36	在鮮資産負債 一覧表	1頁 表の「在 外財産」及び 「渉外負債」の 各欄の記載部分	法5条 3号	公にすることにより，国 の安全が害されるおそ れ，他国若しくは国際機 関との信頼関係が損なわ

				れるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
37	対朝鮮渉外負債調	1～2頁 表の「債務の種類」、「対外債務」、「在外債務」、「計」の各欄の記載部分	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
39	朝鮮における資産負債について	3頁5及び11行目	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
72	例示的処理要領に基く日韓両国負債額調（第一次試算）	1～4頁 表の「項目」、「韓国よりの受取額」及び「韓国に対する要支払額」の各欄の記載部分	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
85	第二次日韓会談における財産及び請求権分科会の問題点と第一次会談における問題点との比較	2頁5か所	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
123	請求権問題の	5頁7行目～7	法5条	公にすることにより、国

	処理方針について	頁5行目	3号	の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。
151	在鮮在外資産に関する計数	1頁表の「財産の種類」別、「所有者別」の各欄の記載部分	法5条3号	公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがある。

別表 3 (開示すべき部分)

番号	原処分の 文書番号	開示すべき部分
1	14	8 ページの表の 2 行目の不開示部分
2		8 ページの表の 11 行目の「旧所有者」欄及び「現所有者」欄